

指定道路管理システム

目的

『建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律』が施行され、平成22年4月1日に特定行政庁は「指定道路図等」を閲覧図書として整備するにあたり、特定行政庁において、指定道路に関する調査を行い、『指定道路図』及び『指定道路調書』の作成が必要となります。

また、これらは、経年変化による道路や地形の状況を反映させるため図面及び調書の更新が必要です。

本システムは、効率的な指定道路の管理をしていくうえで、データの更新、「指定道路図」「指定道路調書」の作成が容易にできます。



内容

指定道路管理システムは特定行政庁の建築行政窓口において、[指定道路の問い合わせ対応](#)、[指定道路図の印刷](#)、[指定道路調書の印刷及びデータの更新](#)と指定道路情報を管理していくために必要な機能をそろえています。

指定道路管理システムの機能

1. 指定道路管理

- 1：指定道路図形の新規入力
- 2：指定道路図形の属性設定
- 3：路線属性の整理番号による参照・更新
- 4：路線属性の図形選択による参照・更新

2. 調書第二面（付図）の図郭管理

- 1：図郭の新規入力
- 2：図郭位置の微調整（移動・回転）

3. 幅員

- 1：幅値を指定し、2点指定による入力
- 2：中心線入力による見なし後退線の形成
- 3：同中心線を基にした延長線、旗上線の形成

4. 調書作成

- 1：路線の整理番号を指定して第一調書閲覧
- 2：路線図形を指定して第一調書閲覧
- 3：路線の整理番号及び、図郭番号を指定して調書第二面の表示
- 4：図郭図形を指定して調書第二面の表示

5. 1/2500 指定道路図の作成

- 1：図割設定ファイルを基に、図葉名より図面を作成する
- 2：タイトル、サブタイトル、作成年月日の任意設定
- 3：配置図、凡例、図郭座標等の図面装飾の形成

技術ポイント

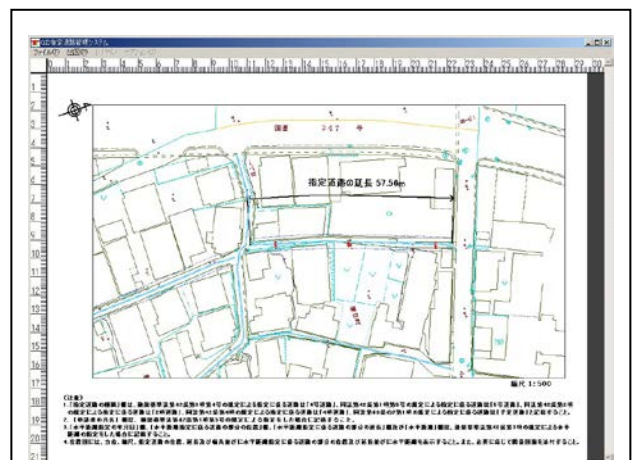
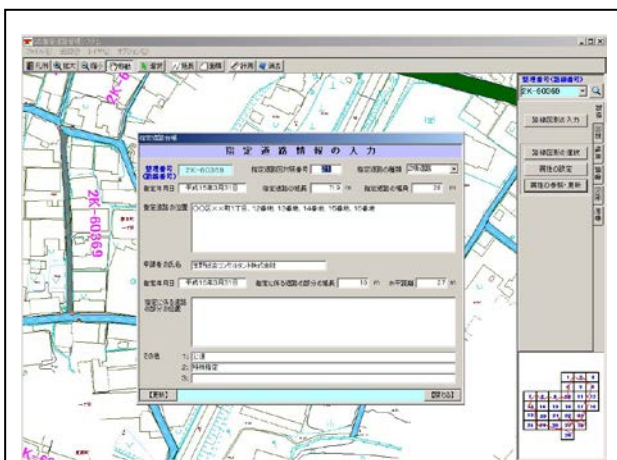
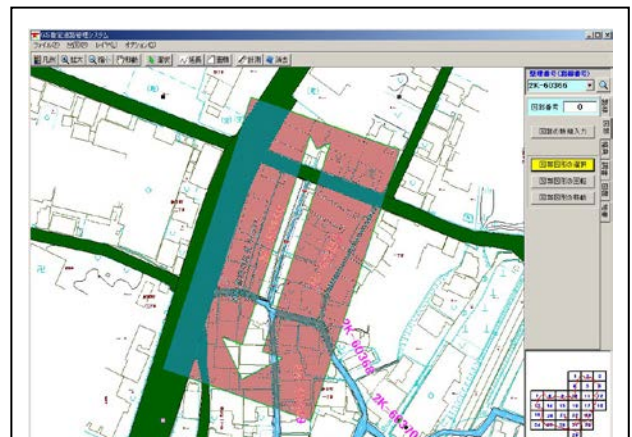
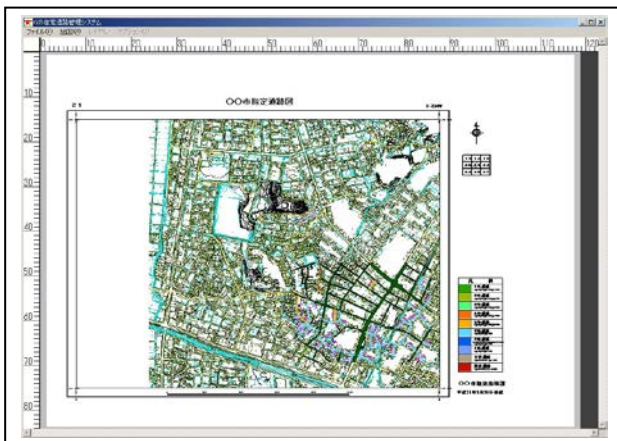
(1) GIS をベース

- ・ GISによる指定道路情報、台帳情報、図面、写真などの情報の一元管理が可能となります。
- ・ 都市計画基本図のみではなく、地番図、航空写真(オルソフォト)、住宅地図等も背景の階層として管理することができます。
- ・ 地番図や、住宅地図を使用することにより所在地番による位置検索が可能となります。
- ・ 窓口対応の迅速化、円滑化を実現します。
- ・ 都市計画区域や、その他の土地利用規制の登録が可能です。
- ・ 資料保管スペースの削減ができます。

(2) 公開型 WebGIS との役割の分離

本システムは、職員による指定道路のマスターデータの管理（更新）を行うためのものです。本システムで、更新したデータを WebGIS にアップロードすることによりインターネット上で公開することができます。

《画面イメージ》



玉野総合コンサルタント株式会社

お問い合わせ先： 事業企画部 (TEL. 052-979-3960 / FAX. 052-979-3970)